



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 1

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部捜査第一課） 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部捜査第一課） 2

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院） 8

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 8

選挙管理委員会事項

- 沖縄県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定 13
- 沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対する決定 15

告 示

沖縄県告示第394号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年9月30日から令和6年1月19日まで
- 3 作業種類 公共測量

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 捜査情報統合伝達システムの賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。

- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部刑事部捜査第一課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線4155）
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和4年12月6日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する捜査情報統合伝達システムの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 捜査情報統合伝達システムの賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和5年1月31日（火曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和4年11月4日付け沖縄県公報定期第5074号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による捜査情報統合伝達システムの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 捜査情報統合伝達システムの設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該捜査情報統合伝達システムに障害が発生した場合において、通報後に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を令和4年12月6日（火曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする捜査情報統合伝達システムの応札明細書を令和4年12月6日（火曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、捜査情報統合伝達システムを納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和4年12月6日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部刑事部捜査第一課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線4155）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和4年12月6日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年12月14日（水曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和4年12月6日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和4年12月13日（火曜日）午後5時まで
に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和4年12月13日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に郵送すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 令和4年11月11日（金曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and quantities of the network devices to be leased
Lease of a set of Investigation Information Comprehensive Communication System: 1 set
- (2) The characteristics of the network devices to be leased
Refer to the bid instruction and the specification document.
- (3) Pre-bid meeting
Date and time: 14:00 Friday, November 11, 2022
Place : Police Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (4) How to submit the bid document
Due date and time: 17:00 Tuesday, December 13, 2022
Place: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ.
* We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to submit the bid document by postal service
Due date and time: 17:00 Tuesday, December 13, 2022
Handling division: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ.
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)
* The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (6) Bid opening
Date and time: 10:00 Wednesday, December 14, 2022
Place: Police Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

(7) Handling division

Organization: Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone: 098-862-0110(Ext. 2242)

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県病院事業局人事評価システム等利用端末機器の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和4年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の実績を有していること。
 - (5) その他の条件については、入札説明書による。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyو/kenritsubyooin/index.html>）からダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局病院事業総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2832
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和4年11月17日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県病院事業局人事評価システム等利用端末機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県病院事業局人事評価システム等利用端末機器（以下「端末機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和4年11月4日付け沖縄県公報定期第5074号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による端末機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html>）から様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和4年11月17日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2832
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和4年11月20日（日曜日）まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html>）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年11月21日（月曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県庁2階労働委員会会議室（使用者委員室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県病院事業局病院事業総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和4年11月20日（日曜日）まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業総務課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和4年11月18日（金曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Bids to be tendered
Lease of terminal units for the network system at Okinawa Prefectural Hospital Bureau as well as the application software
(This includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery Period and Place

Will be specified on our explanatory pamphlet

(4) Bid due date and time

Norvenber 17, 2022 (Thursday) 5:00 p.m.

(Bids sent by postal service must arrive by 5:00 p.m. on Thursday Norvenber 17, 2022.)

(5) Bid Opening

Date and Time : Norvenber 21, 2022 (Monday) 11:00 a.m.

Place : Okinawa Prefectural Government Building 2nd floor, the Labor Commission
Secretari at Conference Room

(6) NOTE

All procedures are carried out only in Japanese

(7) Division in charge

Hospital Operations General Affairs Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural
Government

1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa, 900-8570 JAPAN

Phone : 098-866-2832

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年11月4日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線血管造影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 令和4年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 代表取締役 末吉貞重 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 219,780,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年7月19日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第12号

沖縄県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月4日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 沖縄県道路交通法施行細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第2条第2号イ中「第74条の3第8項」を「第74条の3第9項」に改める。

第15条第1項中「講習又は施行規則第9条の9第1項第2号」を「教習又は同号」に、「教習、認定申請書」を「教習・認定申請書」に改める。

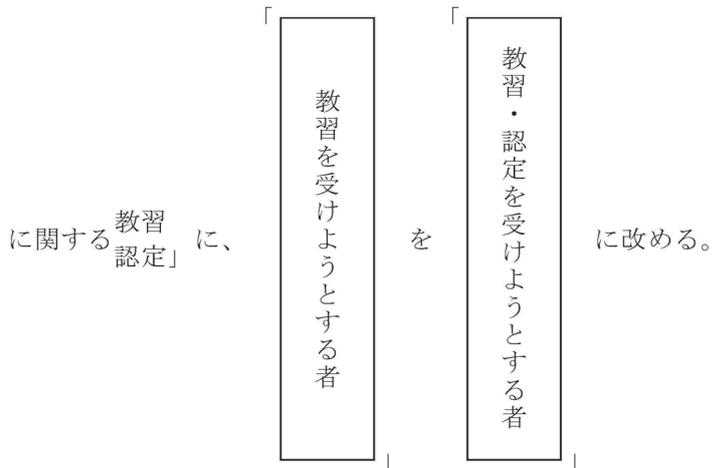
第16条の次に次の1条を加える。

(是正措置命令)

第16条の2 法第74条の3第8項の規定による公安委員会の是正措置命令は、是正措置命令書(様式第12

号の2)を交付して行うものとする。

様式第10号中「第1項第2号、第2項第2号」を「第1項第2号
第2項第2号」に、「管理に関する教習」を「管理



様式第11号中「、第2項第2号」を削る。

様式第12号中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第12号の2（第16条の2関係）

沖公委（交企）第 号 是 正 措 置 命 令 書 年 月 日 殿 沖縄県公安委員会 印 道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとることを命じます。	
事業所名	
所在地	
命令事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第41号中「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認定、認定の拒否、認定の取消し、指示、営業の停止命令、営業の廃止命令その他法」を削る。

第2条を次のように改める。

（沖縄県道路交通法施行細則の規定の読替え適用）

第2条 法第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第2号	自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業の主たる営業所の所在地を管轄する警察署長
第2条第2号ウ	施行規則第9条の9第1項第2号	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「読替えに関する内閣府令」という。）により読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
第15条第1項	施行規則第9条の9第1項第2号	読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
	教習・認定申請書（様式第10号）	教習・認定申請書（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号。以下「運転代行業法施行細則」という。）様式第1号）
第15条第2項	教習修了証書（様式第11号）	教習修了証書（運転代行業法施行細則様式第2号）
	安全運転管理者資格認定書（様式第9号）	安全運転管理者資格認定書（運転代行業法施行細則様式第3号）
	副安全運転管理者資格認定書（様式第9号の2）	副安全運転管理者資格認定書（運転代行業法施行細則様式第4号）
第16条	法第74条の3第6項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第6項
	解任命令書（様式第12号）	解任命令書（運転代行業法施行細則様式第5号）
第16条の2	法第74条の3第8項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第8項
	是正措置命令書（様式第12号の2）	是正措置命令書（運転代行業法施行細則様式第6号）

第3条中「様式第1号」を「様式第7号」に改める。

第4条中「様式第2号」を「様式第8号」に改める。

第5条中「沖縄県警察本部交通部交通企画課長は、」の次に「解任命令、是正措置命令、」を加え、「様式第3号」を「様式第9号」に、「公安委員会」を「沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」に改める。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第12号」に改める。

第8条第1項中「様式第7号」を「様式第13号」に、「様式第8号」を「様式第14号」に、「様式第9号」を「様式第15号」に、「様式第10号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「様式第11号」を「様式第17号」に改める。

第9条第1項中「様式第12号」を「様式第18号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第19号」に改め、同条第3項中「様式第14号」を「様式第20号」に改める。

第10条中「様式第15号」を「様式第21号」に改める。

第11条中「様式第16号」を「様式第22号」に改める。

様式第16号を様式第22号とし、様式第15号を様式第21号とし、様式第14号を様式第20号とし、様式第13号を様式第19号とし、様式第12号を様式第18号とし、様式第11号を様式第17号とし、様式第10号を様式第16号とし、様式第9号を様式第15号とし、様式第8号を様式第14号とし、様式第7号を様式第13号とし、様式第6号を様式第12号とし、様式第5号を様式第11号とし、様式第4号を様式第10号とし、様式第3号を様式第9号とし、様式第2号を様式第8号とし、様式第1号を様式第7号とし、同様式の前に次の6様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

教習・認定申請書				年 月 日	
沖縄県公安委員会 殿					
申請書				住所 氏名	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定め る自動車の運転の管理に関する教習認定を受けたいので申請します。					
教習・認定を受けようとする者	住 所				
	氏 名		年 月 日生（ 歳）		
	経 歴 又 運 転 歴	期 間	職務上の地位	安全運転管理の具体的内容	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第2条関係）

沖公委（交企）第 号	教 習 修 了 証 書
住所	
氏名	
あなたは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の規定に基づく自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証します。	
年 月 日 沖縄県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

理 由	
-----	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
様式第6号（第2条関係）

沖公委（交企）第 号 殿	是 正 措 置 命 令 書 年 月 日 沖縄県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される 道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとることを命じます。	
事 業 所 名	
所 在 地	
命 令 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
附 則
 この規則は、令和4年11月4日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第58号

当委員会は、令和4年9月11日執行の沖縄県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおり要旨を告示する。

令和4年11月4日

沖縄県選挙管理委員会
 委員長 当 山 尚 幸

決 定 書

沖縄県那覇市金城5丁目14番地11金城貸店舗102
 異議申出人 徳永 貴志

上記異議申出人から、令和4年9月16日をもって提起された同年9月11日執行の沖縄県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における玉城康裕（以下「玉城候補」という。）の当選の効力を無効とする決定を求

めて、当委員会に対し、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを異議申出書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 9月8日に玉城候補のTwitterにおいて法定ビラのポスティング依頼がなされていた。実際に9月10日夜、那覇市金城5丁目14番地11金城貸店舗102のポストに違法ビラ2種類が入っており、そのビラを見ると、証紙はなく、頒布責任者、印刷者の氏名及び住所の記載もないが、法定ビラ2号と表記されていた。同じビラは9月10日に小禄市営住宅の各棟、県営赤嶺市街地住宅の各棟、壺川市営住宅の各棟のほとんどのポスト及び那覇市天久1丁目の一軒家にも入っているようだった。他にも同様の証言は多数ある。これらは公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条違反である。
- 2 9月8日午後2時24分ごろ、那覇市のイオン那覇の前で玉城候補が街頭演説をしていたが、運動員が腕章をしていないなど、法に違反していた。
- 3 9月8日午後2時前ごろ、小禄駅から100mほど赤嶺駅側に行った交差点の小禄市営住宅側で、3人組が玉城候補の幟^{のぼり}や現知事に一票へという看板を持って演説していた。
- 4 9月10日午後1時3分ごろ、小禄駅の下で、玉城候補の違法幟を持った運動員と違法な街頭演説をしている運動員がいた。
- 5 9月9日10時13分に宜野湾市大山2丁目9-25で、2人組の運動員が玉城候補の違法幟を持って、違法な街頭演説をしていた。
- 6 8月28日に豊見城県改良住宅（琉球銀行ATM隣）に玉城候補の違法幟が立てられていた。
- 7 9月9日夕方に那覇市金城5丁目の金城習字教室の隣に玉城候補の違法幟が立てられていた。
- 8 9月10日朝に那覇市長田2丁目のファミリーマート長田沖大前店の裏に玉城候補の違法幟が立てられていた。
- 9 9月1日16時半前後に明治橋の泉崎方面の交差点で、10人ほどの集団が玉城候補の違法幟を持っていた。
- 10 8月26日午前に松山公園の海側で3人組が玉城候補の名前を出し演説していた。その後も場所を変えてまたやっていた。
- 11 9月9日に那覇市松島1-1-5パークハウス古島で違法ビラがポスティングされていた。
- 12 沖縄タイムスの記事において、沖縄県選挙管理委員会の「違反のぼり旗」の撤去命令の最多は玉城候補と掲載されていた。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じたところ、申出人から補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、法第209条の規定によれば、当選の効力に関する異議申出においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも

考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、申出人から提出された申出書及び証拠物件を確認したところ、異議の申出の要旨1ないし12については、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関する主張及び立証であり、これらの行為は、法第205条第1項の選挙の規定違反には当たらず、かつ、これらの行為により本件選挙の結果に異動を及ぼす虞が生じたとする特段の事情は認められない。

したがって、本件選挙における申出人の主張は選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申出人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申出人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また、申出人は、当選人が違法に選挙運動を行っており、そのことを理由として当選が無効であることを主張しているが、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成4年12月17日名古屋高裁判決）とされている。

したがって、申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和4年10月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会告示第59号

当委員会は、令和4年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区における当選の効力に関する異議の申出に対し、決定したので、次のとおり要旨を告示する。

令和4年11月4日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

決 定 書

沖縄県那覇市金城5丁目14番地11金城貸店舗102

異議申出人 徳永 貴志

上記異議申出人から、令和4年9月20日をもって提起された同年9月11日執行の沖縄県議会議員補欠選挙那覇市・南部離島選挙区（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙における上原快佐（以下「上原候補」という。）の当選の効力を無効とする決定を求

めて、当委員会に対し、異議の申出をしたものである。

その理由及び主張するところを異議申出書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 9月8日に玉城康裕氏のTwitterにおいて法定ビラのポスティング依頼がなされていた。実際に9月10日夜、那覇市金城5丁目14番地11金城貸店舗102のポストに違法ビラ2種類が入っており、同じビラは9月10日に小禄市営住宅の各棟、県営赤嶺市街地住宅の各棟、壺川市営住宅の各棟のほとんどのポスト及び那覇市天久1丁目の一軒家にも入っているようだった。他にも同様の証言は多数ある。これらは公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条違反である。
- 2 9月8日午後2時24分ごろ、那覇市のイオン那覇の前で上原候補が街頭演説していたが、運動員が腕章をしていないなど、法に違反していた。
- 3 9月8日午後2時前ごろ、小禄駅から100mほど赤嶺駅側に行った交差点の小禄市営住宅側で、3人組が上原候補に票を入れるように演説していた。
- 4 9月9日に那覇市松島1-1-5パークハウス古島で違法ビラがポスティングされていた。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出の要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申出人に補正を命じたところ、申出人から補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人がその選挙における正しい当選人であるかを争うものである。

一方、法第209条の規定によれば、当選の効力に関する異議申出においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

法第209条第1項の規定に鑑み、当委員会において、本件選挙が選挙の規定に違反して行われ、選挙の結果に異動を及ぼす虞があるような事実がなかったかについて、申出人から提出された申出書及び証拠物件を確認したところ、異議の申出の要旨1ないし4については、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関する主張及び立証であり、これらの行為は、法第205条第1項の選挙の規定違反には当たらず、かつ、これらの行為により本件選挙の結果に異動を及ぼす虞が生じたとする特段の事情は認められない。

したがって、本件選挙における申出人の主張は選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申出人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日

名古屋高裁判決)とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申出人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また、申出人は、当選人が違法に選挙運動を行っており、そのことを理由として当選が無効であることを主張しているが、「当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」(平成4年12月17日名古屋高裁判決)とされている。

したがって、申出人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人の主張には理由がなく、また、本件選挙を無効とする場合にも該当しないことから、これを認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和4年10月21日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--